

【 v 虐待防止対策室関係】

○児童虐待防止対策支援事業実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。 また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、児童の安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に関する広報啓発を実施するほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備、児童虐待に対応する職員等の資質向上及び児童虐待防止に関する相談・対応機能強化を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。ただし、下記事業のうち、1（未成年後見人制度研修を除く。）<u>、10及び11</u>については、都道府県及び市町村とする。</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業 (1) 趣旨（略） (2) 事業の内容 ① 協力体制整備事業（略）</p>	<p>別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。 また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、児童の安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備、児童虐待に対応する職員等の資質向上を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。ただし、下記事業のうち、1（未成年後見人制度研修を除く。）<u>及び10</u>については、都道府県及び市町村とする。</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業 (1) 趣旨（略） (2) 事業の内容 ① 協力体制整備事業（略）</p>

改正後	現行
<p>② 専門性強化事業 ア (略) イ 児童相談所職員又は市町村職員等に対する専門研修 (ア) (略) (イ) (略) ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) 等 (略) ④ 未成年後見人制度研修 (略) (3) 実施方法 ① 協力体制整備事業 (略) ② 専門性強化事業 ア～エ (略) オ 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性強化のための研修 は、研修受講者の実務経験等に応じた研修を企画・実施し、又 は、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。 カ (略) ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) 等 (略) ④ 未成年後見人制度研修 (略) (4) その他 (略) 2～4 (略) 5 児童相談所体制整備事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 (略) ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略) ② 市町村との連携強化事業 児童相談所等を持っている相談対応や援助技術等の提供 等により市町村における相談体制の充実を図る。 ③ 24時間・365日体制強化事業 (略) (3) 実施方法 ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略) ② 市町村との連携強化事業 都道府県は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとす る。</p>	<p>② 専門性強化事業 ア (略) イ 児童相談所職員又は市町村職員に対する専門研修 (ア) (略) (イ) (略) ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) 等 (略) ④ 未成年後見人制度研修 (略) (3) 実施方法 ① 協力体制整備事業 (略) ② 専門性強化事業 ア～エ (略) オ 児童相談所職員又は市町村職員の専門性強化のための研修 は、研修受講者の実務経験等に応じた研修を企画・実施し、又 は、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。 カ (略) ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) 等 (略) ④ 未成年後見人制度研修 (略) (4) その他 (略) 2～4 (略) 5 児童相談所体制整備事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 (略) ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略) ② 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所を持っている相談対応や援助技術等の提供等 により市町村における相談体制の充実を図る。 ③ 24時間・365日体制強化事業 (略) (3) 実施方法 ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略) ② 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所は、次に掲げるいずれかの業務を行うものと する。</p>

改正後	現行
<p>ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OBや保健師OB等を児童相談所等に配置し、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組み、援助技術等の提供を行う。</p> <p>イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施する。</p> <p>③ 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 未成年後見人支援事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 (略) (3) 共通事項 (略) (4) 報酬補助事業の申請等 (略) (5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等 ① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者 ② 損害賠償保険料</p> <p>ア 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料 イ 1人あたり年額5,210円 被後見人の傷害保険 1人あたり年額5,780円</p> <p>なお、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会において別に定めるものとする。</p> <p>③ 損害賠償保険の補償限度額 (略) ④ その他 (略)</p> <p>10 児童の安全確認等のための体制強化事業 (略)</p>	<p>ア 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を行う。</p> <p>イ 市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施する。</p> <p>③ 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 未成年後見人支援事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 (略) (3) 共通事項 (略) (4) 報酬補助事業の申請等 (略) (5) 損害賠償保険料補助事業の加入申請等 ① 損害賠償保険料補助事業の加入申請者 ② 損害賠償保険料</p> <p>ア 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料 イ 1人あたり年額5,210円 被後見人の傷害保険 1人あたり年額4,960円</p> <p>なお、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会において別に定めるものとする。</p> <p>③ 損害賠償保険の補償限度額 (略) ④ その他 (略)</p> <p>10 児童の安全確認等のための体制強化事業 (略)</p>

改正後	現行
<p>11 児童虐待防止のための広報啓発等事業</p> <p>(1) 趣旨 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、各都道府県において、児童虐待防止のための広報啓発事業を実施することにより、地域住民や子どもの福祉に関わる者の児童虐待に関する意識の向上を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容 ① 地域における児童虐待の通告先等の児童虐待に関する情報提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報啓発事業。 ② 広く地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。</p>	<p>11 児童虐待防止のための広報啓発事業</p> <p>(1) 趣旨 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、各都道府県や市町村において、児童虐待防止のための広報啓発事業を実施することにより、地域住民の児童虐待に関する意識の向上を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容 都道府県又は市町村は、地域における児童虐待の通告先等の児童虐待に関する情報提供を行う。</p> <p>(3) 留意点 市町村が事業を実施する場合は、都道府県と事前に事業内容を調整するなどして、事業内容等の重複がないようにすること。</p>
<p>12 虐待・思春期問題情報研修センター事業</p> <p>(1) 趣旨 虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携したた研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。</p> <p>(2) 研修センターの運営主体（略） (3) 事業内容（略） (4) 運営方法 ① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に</p>	<p>12 虐待・思春期問題情報研修センター事業</p> <p>(1) 趣旨 虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携したた研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。</p> <p>(2) 研修センターの運営主体（略） (3) 事業内容（略） (4) 運営方法 ① 研修センターには、センター長をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に</p>

改正後	現行
<p>② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、横浜国、横濱市、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、横浜国、横濱市、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>

